



上向台小だより

11月号
西東京市立上向台小学校
令和5年11月1日

<http://www.nishitokyo.ed.jp/e-kamimukoudai>

「いじめ」から子どもたちを守るために ～上向台小学校 学校いじめ基本方針について～

生活指導主幹

先日の体育発表会では、多くの保護者・地域の皆様に御参観いただきありがとうございました。多くの方の拍手や励ましの言葉が子どもたちの成長にとって大きな糧になったと感じています。ありがとうございました。

さて、11月は6月に引き続き、2学期のふれあい月間です。ふれあい月間とは、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校等の状況について総点検を行い、現状や取組の効果等を把握したり、問題行動及び不登校等の早期発見・早期対応、未然防止等につながる具体的な取組を実施したりする月間です。本校では、学校全体でいじめの未然防止や早期発見を強化的に行ってまいります。今回はふれあい月間に関連して、本校の「学校いじめ防止基本方針」について紹介します。方針の全文は学校HPに掲載してありますので、ぜひ御覧ください。

本校の「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組、重大事態への対処、組織的な対応の在り方、研修体制を明記しています。今回、その方針の中で、いじめの未然防止や早期発見と、早期対応について具体的な取組を紹介いたします。



上向台小学校 学校
いじめ防止基本方針

[こちらがリンク先です。](#)

〈未然防止のための取組〉

いじめの未然防止の取組として、上小フレンドパークや農園活動などの異学年交流、体験活動の取組を通して児童同士の関わりを大切にしたり、道徳教育や学級活動においても、いじめの防止について主体的に考える機会をもったりするようにしています。

保護者・地域の皆様には、学校だよりや道徳授業地区公開講座などを通して、いじめ防止の内容・取組の周知を行ったり、PTAの地区活動などを通して児童との関わりにより児童の様子を共有してもらったりしています。

〈早期発見のための取組〉

早期発見の取組としては、ふれあい月間での「全員アンケート」と聞き取りの実施、「いじめ防止に関する授業」による児童の啓発、「学校いじめ防止対策委員会」での話合いが挙げられます。

〈早期対応のための取組〉

早期対応のための取組としては、いじめを発見した際に、担任や学年による児童への聞き取りやスクールカウンセラー（SC）との面談を行います。また、「学校いじめ防止対策委員会」を招集し、全教職員で対応方法を確認するとともに、教育委員会への連絡や関係諸機関との連携を図ります。その際、被害を受けた児童に対して、保護者や児童との面談等や「学校いじめ防止対策委員会」で教職員が共通理解した対応を行い、被害児童に寄り添います。加害児童に対しては、本人に対する指導と保護者との面談等を行い、「学校いじめ防止対策委員会」で協議した対応を行います。被害児童と加害児童の保護者の共通理解のため、双方の保護者との情報共有を大切にしています。

いじめ対策で大切なことは、組織的に対応することで、様々な教員が関わることです。管理職・主幹教諭・該当学年担任・該当学年主任・教育相談担当・養護教諭・SCなどで構成される「学校いじめ防止対策委員会」や関係諸機関との関連が基本になります。それ以外にも、毎月の全教職員への研修、情報共有、PTA・地域組織・関係諸機関との定期的な情報共有などを行います。いじめを見逃さない学校づくりに取り組んでいます。

御家庭におかれましても、子どもたちのことで気になることがありましたら、ぜひ担任や学年主任までお知らせください。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていましたが、今は、いじめを受けた子どもがどのように感じるかが最も重要となります。冷やかしやからかいであっても、それがたった一度のことであっても、相手を傷付ける言動であれば、それは「いじめ」です。本校では、いじめの件数にとらわれることなく、一人でも多く悩み苦しんでいる子どもを発見し、寄り添い対応していくことを第一と考えています。周りの大人たちがたくさんの目で子どもたちを守っていけるよう、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いします。